

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 6 月21日
【会社名】	AIフュージョンキャピタルグループ株式会社（注）1
【英訳名】	AI FUSION CAPITAL GROUP CORP.（注）1
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澤田 大輔（注）1
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4-1 ニューオータニガーデンコート （注）1
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 財務経理部長 西田 賢一郎
【最寄りの連絡場所】	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル
【電話番号】	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 075-257-2511
【事務連絡者氏名】	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 財務経理部長 西田 賢一郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	4,545百万円（注）2
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

- （注）1 本届出書提出日現在において、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社（以下「当社」といいます。）は未設立であり、2024年10月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。
- 2 本届出書提出日現在において未確定であるため、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社（以下「フューチャーベンチャーキャピタル」といいます。）の2024年3月31日における株主資本の額（簿価）を記載しております。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年6月20日に開催されたフューチャーベンチャーキャピタルの定時株主総会において株式移転計画が承認されたこと、フューチャーベンチャーキャピタルが2024年6月21日付で近畿財務局長に有価証券報告書を提出したこと、及びフューチャーベンチャーキャピタルが2024年6月21日付で近畿財務局長に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、2024年5月20日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該事項その他一部訂正を要する箇所を併せて訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。また、フューチャーベンチャーキャピタルの定時株主総会議事録の写しを添付書類として追加いたします。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

- 1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等
- 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等
- 7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利
- 8 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

- 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- 2 サステナビリティに関する考え方及び取組
- 3 事業等のリスク
- 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

- 1 設備投資等の概要
- 2 主要な設備の状況
- 3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

- 4 コーポレート・ガバナンスの状況等
 - (1) コーポレート・ガバナンスの概要
 - (2) 役員の状況
 - (5) 株式の保有状況

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

（添付書類の追加）

フューチャーベンチャーキャピタルの定時株主総会議事録の写し

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	8,902,600株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注)4

(注)1 普通株式は、2024年5月14日に開催されたフューチャーベンチャーキャピタル株式会社（以下「フューチャーベンチャーキャピタル」といいます。）の取締役会決議（株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議）及び2024年6月20日開催予定のフューチャーベンチャーキャピタルの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定であります。

(後略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	8,902,600株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注)4

(注)1 普通株式は、2024年5月14日に開催されたフューチャーベンチャーキャピタル株式会社（以下「フューチャーベンチャーキャピタル」といいます。）の取締役会決議（株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議）及び2024年6月20日に開催されたフューチャーベンチャーキャピタルの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定であります。

(後略)

第二部【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】**第1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】****1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】**

(訂正前)

(前略)

- (2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係
提出会社の企業集団の概要

(中略)

b. 提出会社の企業集団の概要

フューチャーベンチャーキャピタルは、2024年6月20日開催予定の定時株主総会における承認を前提として、2024年10月1日（予定）を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

(中略)

本株式移転に伴う当社設立後、フューチャーベンチャーキャピタルは当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの2024年3月31日時点の関係会社の状況は、次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は 出資金総額 (百万円)	主要な事業の内容	出資割合 (%)	関係内容
(表中略)					
(その他の関係会社) (株)DSG1	名古屋市中村区	10	投資・M&A事業、不動産事業、 デザイン事業	被所有 21.50	—

(後略)

(訂正後)

(前略)

- (2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係
提出会社の企業集団の概要

(中略)

b. 提出会社の企業集団の概要

フューチャーベンチャーキャピタルは、2024年6月20日に開催された定時株主総会における承認をもって、2024年10月1日（予定）を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

(中略)

本株式移転に伴う当社設立後、フューチャーベンチャーキャピタルは当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの2024年3月31日時点の関係会社の状況は、次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は 出資金総額 (百万円)	主要な事業の内容	出資割合 (%)	関係内容
(表中略)					
(その他の関係会社) (株)DSG1	名古屋市中村区	10	投資・M&A事業、不動産事業、 デザイン事業	被所有 22.79	役員の兼 任あり

(後略)

3【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

（訂正前）

(1) 株式移転計画の内容の概要

フューチャーベンチャーキャピタルは、同社の2024年6月20日に開催予定の定時株主総会による承認を条件として、2024年10月1日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、フューチャーベンチャーキャピタルを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を、2024年5月14日開催のフューチャーベンチャーキャピタルの取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるフューチャーベンチャーキャピタルの株主名簿に記載又は記録されたフューチャーベンチャーキャピタルの株主に対し、その所有するフューチャーベンチャーキャピタルの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、2024年6月20日開催予定のフューチャーベンチャーキャピタルの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されております（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

（後略）

（訂正後）

(1) 株式移転計画の内容の概要

フューチャーベンチャーキャピタルは、同社の2024年6月20日に開催された定時株主総会による承認を条件として、2024年10月1日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、フューチャーベンチャーキャピタルを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を、2024年5月14日開催のフューチャーベンチャーキャピタルの取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるフューチャーベンチャーキャピタルの株主名簿に記載又は記録されたフューチャーベンチャーキャピタルの株主に対し、その所有するフューチャーベンチャーキャピタルの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画は、2024年6月20日に開催されたフューチャーベンチャーキャピタルの定時株主総会において、承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されております（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

（後略）

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

（訂正前）

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

フューチャーベンチャーキャピタルの株主が、その所有するフューチャーベンチャーキャピタルの普通株式につき、フューチャーベンチャーキャピタルに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2024年6月20日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をフューチャーベンチャーキャピタルに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、フューチャーベンチャーキャピタルが、上記定時株主総会の決議の日（2024年6月20日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

フューチャーベンチャーキャピタルの株主による議決権の行使の方法としては、2024年6月20日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、フューチャーベンチャーキャピタルの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、フューチャーベンチャーキャピタルに提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、フューチャーベンチャーキャピタルに2024年6月19日17時30分までに到達するように返送することが必要となります。

（後略）

（訂正後）

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

フューチャーベンチャーキャピタルの株主が、その所有するフューチャーベンチャーキャピタルの普通株式につき、フューチャーベンチャーキャピタルに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2024年6月20日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をフューチャーベンチャーキャピタルに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、フューチャーベンチャーキャピタルが、上記定時株主総会の決議の日（2024年6月20日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

フューチャーベンチャーキャピタルの株主による議決権の行使の方法としては、2024年6月20日に開催された定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、フューチャーベンチャーキャピタルの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、フューチャーベンチャーキャピタルに提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、フューチャーベンチャーキャピタルに2024年6月19日17時30分までに到達するように返送することが必要となります。

（後略）

8【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

（訂正前）

（1）組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、フューチャーベンチャーキャピタルは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、フューチャーベンチャーキャピタルの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、フューチャーベンチャーキャピタルの本店において2024年6月5日よりそれぞれ備え置く予定であります。

は、2024年5月14日開催のフューチャーベンチャーキャピタルの取締役会において承認された株式移転計画であります。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明するものであります。

は、フューチャーベンチャーキャピタルの最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明するものであります。

これらの書類は、フューチャーベンチャーキャピタルの営業時間内にフューチャーベンチャーキャピタルの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記～に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

（2）株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

2024年3月31日（金）	定時株主総会基準日
2024年5月14日（火）	株式移転計画承認取締役会
2024年6月20日（木）（予定）	株式移転計画承認定時株主総会
2024年9月26日（木）（予定）	最終売買日（フューチャーベンチャーキャピタル）
2024年9月27日（金）（予定）	東京証券取引所上場廃止日（フューチャーベンチャーキャピタル）
2024年10月1日（火）（予定）	当社設立登記日（本株式移転の効力発生日）
2024年10月1日（火）（予定）	当社株式上場日

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

（3）組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法 普通株式について

フューチャーベンチャーキャピタルの株主が、その所有するフューチャーベンチャーキャピタルの普通株式につき、フューチャーベンチャーキャピタルに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2024年6月20日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をフューチャーベンチャーキャピタルに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、フューチャーベンチャーキャピタルが、上記定時株主総会の決議の日（2024年6月20日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（後略）

（訂正後）

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、フューチャーベンチャーキャピタルは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め of 相当性に関する事項、フューチャーベンチャーキャピタルの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、フューチャーベンチャーキャピタルの本店において2024年6月5日よりそれぞれ備え置いております。

は、2024年5月14日開催のフューチャーベンチャーキャピタルの取締役会において承認された株式移転計画であります。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明するものであります。

は、フューチャーベンチャーキャピタルの最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明するものであります。

これらの書類は、フューチャーベンチャーキャピタルの営業時間内にフューチャーベンチャーキャピタルの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記～に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

2024年3月31日（金）	定時株主総会基準日
2024年5月14日（火）	株式移転計画承認取締役会
2024年6月20日（木）	株式移転計画承認定時株主総会
2024年9月26日（木）（予定）	最終売買日（フューチャーベンチャーキャピタル）
2024年9月27日（金）（予定）	東京証券取引所上場廃止日（フューチャーベンチャーキャピタル）
2024年10月1日（火）（予定）	当社設立登記日（本株式移転の効力発生日）
2024年10月1日（火）（予定）	当社株式上場日

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法
普通株式について

フューチャーベンチャーキャピタルの株主が、その所有するフューチャーベンチャーキャピタルの普通株式につき、フューチャーベンチャーキャピタルに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2024年6月20日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をフューチャーベンチャーキャピタルに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、フューチャーベンチャーキャピタルが、上記定時株主総会の決議の日（2024年6月20日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（後略）

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

（訂正前）

2024年5月14日 フューチャーベンチャーキャピタルの取締役会において、フューチャーベンチャーキャピタルの単独株式移転による持株会社「AIフュージョンキャピタルグループ株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

2024年6月20日 フューチャーベンチャーキャピタルの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を（予定）設立し、フューチャーベンチャーキャピタルがその完全子会社となることについて決議（予定）

2024年10月1日 フューチャーベンチャーキャピタルが単独株式移転の方法により当社を設立（予定）
（予定） 当社普通株式を東京証券取引所スタンダード市場に上場（予定）

なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの沿革につきましては、フューチャーベンチャーキャピタルの有価証券報告書（2023年6月23日提出）をご参照ください。

（後略）

（訂正後）

2024年5月14日 フューチャーベンチャーキャピタルの取締役会において、フューチャーベンチャーキャピタルの単独株式移転による持株会社「AIフュージョンキャピタルグループ株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

2024年6月20日 フューチャーベンチャーキャピタルの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、フューチャーベンチャーキャピタルがその完全子会社となることについて決議

2024年10月1日 フューチャーベンチャーキャピタルが単独株式移転の方法により当社を設立（予定）
（予定） 当社普通株式を東京証券取引所スタンダード市場に上場（予定）

なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの沿革につきましては、フューチャーベンチャーキャピタルの有価証券報告書（2024年6月21日提出）をご参照ください。

（後略）

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

（訂正前）

当社は2024年10月1日の設立を予定しており、本届出書提出日現在においては未設立であるため、特段の経営方針は定めておりませんが、持株会社としグループ会社等の経営管理、投資業務及びそれらに付帯又は関連する業務等を行う予定であります。当社の経営環境及び対処すべき課題等については、当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書（2023年6月23日提出）及び四半期報告書（2023年8月14日、2023年11月10日、2024年2月9日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は2024年10月1日の設立を予定しており、本届出書提出日現在においては未設立であるため、特段の経営方針は定めておりませんが、持株会社としグループ会社等の経営管理、投資業務及びそれらに付帯又は関連する業務等を行う予定であります。当社の経営環境及び対処すべき課題等については、当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書（2024年6月21日提出）をご参照ください。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

（訂正前）

当社は、本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転によりフューチャーベンチャーキャピタルの完全親会社となるため、当社の設立後はフューチャーベンチャーキャピタルのサステナビリティに関する考え方及び取組を継承する予定であります。

フューチャーベンチャーキャピタルのサステナビリティに関する考え方及び取組については、今後提出される有価証券報告書（2024年6月21日提出予定）に記載される予定ですので、そちらをご参照ください。

（訂正後）

当社は、本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転によりフューチャーベンチャーキャピタルの完全親会社となるため、当社の設立後はフューチャーベンチャーキャピタルのサステナビリティに関する考え方及び取組を継承する予定であります。

フューチャーベンチャーキャピタルのサステナビリティに関する考え方及び取組については、同社の有価証券報告書（2024年6月21日提出）をご参照ください。

3【事業等のリスク】

（訂正前）

（前略）

< M & A に対するリスクについて >

当社グループは事業拡大及び安定収益の確保を目的として、積極的にM & Aの検討を進めております。M & Aにおいては、対象企業の財務内容や主要事業に関するデューデリジェンスを実施することにより、事前にリスクを把握するように努めておりますが、事業環境の急激な変化や、予期せぬ簿外債務や偶発債務が発生した場合、取引時に想定したシナジー効果が達成されなかった場合並びに対象企業の事業が計画通りに進展せずのれんの減損処理が生じる場合等、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

（中略）

< ベンチャーキャピタル業務への偏り >

当社は、いわゆるクラシカルなベンチャーキャピタル業務からイノベーションとリスクマネー供給のためのプラットフォーム会社へと事業モデルの変革に取り組んでいますが、収益の中心は未だクラシカルなベンチャーキャピタル業務であり、経営資源を投資事業組合（以下、「ファンド」といいます。）の管理・運営、投資先企業の選定及び育成支援に集中しております。そのため、当社の業績は日本の経済情勢の変化や株式市場の影響を強く受けることとなり、経済環境の変化に適切に対応できないと、当社の業績及び財政状態が悪化する可能性があります。

（中略）

< 株式市場の下落と新規上場市場の低迷 >

当社が株式上場した投資先企業の株式売却によって得られる収益は、株式市場の動向等に大きく影響を受けます。株式市場が下落した場合や新規上場市場が低迷した場合には、保有する上場株式に評価損が発生し、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、新規上場銘柄は場合により、ロックアップ契約等によって上場後一定期間売却が制限されることがあります。その間の価格変動リスクは不可避であり、株価が下落した場合は、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

< 新型コロナウイルス感染症について >

新型コロナウイルスの感染拡大による事業への影響については不確実性が大きく、投資先企業の業績や資金繰りの悪化による損失が発生する可能性があります。その場合、当該投資先企業の有価証券について、投資損失引当金の繰入又は減損損失を計上することになり、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

（後略）

（訂正後）

（前略）

< M & A に対するリスクについて >

当社グループは事業拡大及び安定収益の確保を目的として、積極的に地域企業等のM & Aの検討を進めております。M & Aにおいては、対象企業の財務内容や主要事業に関するデューデリジェンスを実施することにより、事前にリスクを把握するように努めておりますが、事業環境の急激な変化や、予期せぬ簿外債務や偶発債務が発生した場合、取引時に想定したシナジー効果が達成されなかった場合並びに対象企業の事業が計画通りに進展せずのれんの減損処理が生じる場合等、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

（中略）

< ベンチャーキャピタル業務への偏り >

当社は、現在収益源をベンチャーキャピタル事業に依存しており、経営資源を投資事業組合（以下「ファンド」といいます。）の管理・運営、投資先企業の選定及び育成支援に集中しております。地域企業等のM & Aによる収益の多角化を目指しておりますが、当該M & A実行前においては、当社の業績は日本の経済情勢の変化や株式市場の影響を強く受けることとなり、経済環境の変化に適切に対応できない場合、当社の業績及び財政状態が悪化する可能性があります。

（中略）

< 株式市場の下落と新規上場市場の低迷 >

当社が株式上場した投資先企業の株式売却によって得られる収益は、株式市場の動向等に大きく影響を受けます。株式市場が下落した場合や新規上場市場が低迷した場合には、保有する上場株式に評価損が発生し、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、新規上場銘柄は場合により、ロックアップ契約等によって上場後一定期間売却が制限されることがあります。その間の価格変動リスクは不可避であり、株価が下落した場合は、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

（後略）

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（2023年6月23日提出）及び四半期報告書（2023年8月14日、2023年11月10日、2024年2月9日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（2024年6月21日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

（訂正前）

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（2023年6月23日提出）及び四半期報告書（2023年8月14日、2023年11月10日、2024年2月9日提出）をご参照ください。

（訂正後）

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（2024年6月21日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

（訂正前）

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（2023年6月23日提出）及び四半期報告書（2023年8月14日、2023年11月10日、2024年2月9日提出）をご参照ください。

（訂正後）

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（2024年6月21日提出）をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

（訂正前）

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（2023年6月23日提出）及び四半期報告書（2023年8月14日、2023年11月10日、2024年2月9日提出）をご参照ください。

（訂正後）

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（2024年6月21日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの概要】

（訂正前）

当社は、いわゆるテクニカル上場により2024年10月1日より東京証券取引所スタンダード市場に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築する予定であります。

なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルのコーポレート・ガバナンスの状況については、以下のとおりです。

フューチャーベンチャーキャピタルは、中長期的な企業価値の向上に資するため、IR活動を通じ株主その他の投資家との建設的な対話を行います。

IR活動は社長が統括し、社内との関係部署と密接に連携しつつ、財務経理部広報担当が窓口となって行います。機関投資家及び個人投資家向けに、年4回、決算説明の概要又は説明用資料をZ o o mでのライブ配信およびフューチャーベンチャーキャピタルW e bサイトで開示します。機関投資家及び個人投資家との個別面談は、合理的な範囲で財務経理部長又は社長が対応します。

フューチャーベンチャーキャピタルW e bサイト等を通じて、IR関連資料をはじめ、フューチャーベンチャーキャピタルの経営方針、投資活動及び財務状況等に関する情報発信の充実に努めます。また、株主総会招集通知の記載の充実に図り、株主に適時情報を提供します。投資家との対話を通じて得られた意見等は役員に適時フィードバックするとともに、取締役会において報告し今後の経営に活用します。

対話に際しインサイダー情報の社外への漏洩を防ぐため、社内規程を設け適切に管理します。

（訂正後）

当社は、いわゆるテクニカル上場により2024年10月1日より東京証券取引所スタンダード市場に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築する予定であります。

なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルのコーポレート・ガバナンスの状況については、以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

フューチャーベンチャーキャピタルのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の向上にむけてステークホルダーとの信頼関係を基礎とすることを経営の重要テーマとしています。つまり、投資家の皆さま、ベンチャー企業、取引先、地域社会、従業員等と良好な関係を構築することが、株主の皆さまの利益を最大化する最も重要な方法であると考えております。

ステークホルダーとの信頼関係を構築し、維持するため、効率性の向上、健全性の維持、透明性の確保の3つの視点を常に意識し、一層の社会的責任を果たすことができるよう、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

フューチャーベンチャーキャピタルは監査等委員会設置会社として、取締役会において議決権のある監査等委員である取締役を置くとともに、取締役会を構成する取締役の過半数を社外取締役とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と経営のさらなる効率化を図っております。定款の定めにより、取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができるとしており、迅速・機動的な経営判断を行える体制をとっております。

(2) 【役員の状況】

(訂正前)

役員一覧

就任予定の当社の役員の状況は次のとおりであります。

男性7名 女性 - 名 （ 役員のうち女性の比率 - % ）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する フューチャー ベンチャー キャピタルの 株式数 (2) 割り当てられ る当社の株式 数
代表取締役	澤田 大輔	1976年 4 月 6 日生	1996年12月 2018年 1 月 2023年 6 月 2023年11月	個人事業主として開業 株式会社 D S G 1 代表取締役（現） フューチャーベンチャーキャピタル取締役 フューチャーベンチャーキャピタル代表取締 役（現）	(注)2	(1) <u>500株</u> (2) <u>500株</u>
取締役	金 一寿	1977年 1 月 2 日生	2005年12月 2012年 4 月 2023年 6 月	有限責任あずさ監査法人入所 金一寿公認会計士事務所及び金一寿税理士事 務所代表（現） 当社取締役（現）	(注)2	(1) - 株 (2) - 株
取締役	久保 隆	1954年11月 7 日生	1988年 4 月 1988年 4 月 1994年 1 月 2023年 6 月	大阪弁護士会登録 森田宏法律事務所（現天満総合法律事務所） 入所 森田宏法律事務所（現天満総合法律事務所） パートナー就任（現） 当社取締役（現）	(注)2	(1) - 株 (2) - 株
取締役	加来 武宜	1981年 3 月10日生	2006年10月 2009年 4 月 2011年10月 2014年 2 月 2016年 6 月 2016年 7 月 2017年 6 月 2019年 2 月	弁護士法人中央総合法律事務所入所 金融庁検査局総務課金融検査官任官 株式会社ボストン・コンサルティング・グ ループ入社 健康コーポレーション株式会社（現 R I Z A P グループ株式会社）入社 R I Z A P グループ株式会社取締役就任 M R K ホールディングス株式会社取締役就任 株式会社ばど取締役就任 株式会社KingMakers設立代表取締役就任 （現）	(注)2	(1) - 株 (2) - 株
取締役 監査等委員	松本 高一	1980年 3 月26日生	2003年 9 月 2006年 1 月 2012年 9 月 2014年10月 2017年 8 月 2017年 9 月 2018年 6 月 2018年 8 月 2020年11月 2022年 6 月	株式会社 A G S コンサルティング入社 新光証券株式会社（現みずほ証券株式会社） 入社 株式会社プラスアルファ・コンサルティング 入社 S M B C 日興証券株式会社入社 株式会社アンビグラム代表取締役社長（現） 株式会社ラバブル・マーケティング・グルー プ社外取締役（現） 澤田ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社アッピア代表取締役（現） 株式会社フューチャーリンクネットワーク社 外監査役（現） 当社取締役（監査等委員）（現）	(注)3	(1) - 株 (2) - 株

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する フューチャー ベンチャー キャピタルの 株式数 (2) 割り当てられ る当社の株式 数
取締役 監査等委員	砂田 有史	1977年4月8日生	2005年10月 2013年6月 2014年9月 2015年9月 2016年12月 2018年6月 2019年3月 2019年5月 2021年12月 2023年9月	弁護士登録 グリー株式会社入社 Glossom株式会社取締役就任 株式会社地域経済活性化支援機構入社 株式会社I - n e 社外監査役就任 東洋刃物株式会社取締役監査等委員就任 ブイキューブ社外監査役就任 創・佐藤法律事務所パートナー就任（現） マラトンキャピタルパートナーズ株式会社取 締役パートナー就任（現） 当社取締役（監査等委員）（現）	(注)3	(1) - 株 (2) - 株
取締役 監査等委員	蒲生 武志	1973年5月19日生	1997年10月 2013年8月 2022年4月 2023年6月	有限会社あずさ監査法人入所 蒲生武志公認会計士・税理士事務所代表 （現） トラバース監査法人設立代表社員就任 当社取締役	(注)3	(1) - 株 (2) - 株
計						(1) 500株 (2) 500株

(後略)

(訂正後)

役員一覧

就任予定の当社の役員の状況は次のとおりであります。

男性7名 女性 - 名 （役員のうち女性の比率 - %）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する フューチャー ベンチャー キャピタルの 株式数 (2) 割り当てられ る当社の株式 数
代表取締役	澤田 大輔	1976年 4 月 6 日生	1996年12月 2018年 1 月 2023年 6 月 2023年11月	個人事業主として開業 株式会社D S G 1 代表取締役（現） フューチャーベンチャーキャピタル取締役 フューチャーベンチャーキャピタル代表取締 役（現）	(注)2	(1) 800株 (2) 800株
取締役	金 一寿	1977年 1 月 2 日生	2005年12月 2012年 4 月 2023年 6 月	有限責任あずさ監査法人入所 金一寿公認会計士事務所及び金一寿税理士事 務所代表（現） フューチャーベンチャーキャピタル取締役 （現）	(注)2	(1) 100株 (2) 100株
取締役	久保 隆	1954年11月 7 日生	1988年 4 月 1988年 4 月 1994年 1 月 2023年 6 月	大阪弁護士会登録 森田宏法律事務所（現天満総合法律事務所） 入所 森田宏法律事務所（現天満総合法律事務所） パートナー就任（現） フューチャーベンチャーキャピタル取締役 （現）	(注)2	(1) - 株 (2) - 株
取締役	加来 武宣	1981年 3 月10日生	2006年10月 2009年 4 月 2011年10月 2014年 2 月 2016年 6 月 2016年 7 月 2017年 6 月 2019年 2 月 2023年 6 月	弁護士法人中央総合法律事務所入所 金融庁検査局総務課金融検査官任官 株式会社ボストン・コンサルティング・グ ループ入社 健康コーポレーション株式会社（現 R I Z A P グループ株式会社）入社 R I Z A P グループ株式会社取締役就任 MRKホールディングス株式会社取締役就任 株式会社ぱど取締役就任 株式会社KingMakers設立代表取締役就任 （現） フューチャーベンチャーキャピタル取締役 （現）	(注)2	(1) - 株 (2) - 株
取締役 監査等委員	松本 高一	1980年 3 月26日生	2003年 9 月 2006年 1 月 2012年 9 月 2014年10月 2017年 8 月 2017年 9 月 2018年 6 月 2018年 8 月 2020年11月 2022年 6 月	株式会社A G S コンサルティング入社 新光証券株式会社（現みずほ証券株式会社） 入社 株式会社プラスアルファ・コンサルティング 入社 S M B C 日興証券株式会社入社 株式会社アンビグラム代表取締役社長（現） 株式会社ラバブル・マーケティング・グルー プ社外取締役（現） 澤田ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社アッピア代表取締役（現） 株式会社フューチャーリンクネットワーク社 外監査役（現） フューチャーベンチャーキャピタル取締役 （監査等委員）（現）	(注)3	(1) 100株 (2) 100株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する フューチャー ベンチャー キャピタルの 株式数 (2) 割り当てられ る当社の株式 数
取締役 監査等委員	砂田 有史	1977年4月8日生	2005年10月 弁護士登録 2013年6月 グリー株式会社入社 2014年9月 Glossom株式会社取締役就任 2015年9月 株式会社地域経済活性化支援機構入社 2016年12月 株式会社I - n e 社外監査役就任 2018年6月 東洋刃物株式会社取締役監査等委員就任 2019年3月 ブイキューブ社外監査役就任 2019年5月 創・佐藤法律事務所パートナー就任（現） 2021年12月 マラトンキャピタルパートナーズ株式会社取締 役パートナー就任（現） 2023年9月 <u>フューチャーベンチャーキャピタル取締役</u> <u>（監査等委員）（現）</u>	(注)3	(1) - 株 (2) - 株
取締役 監査等委員	蒲生 武志	1973年5月19日生	1997年10月 有限会社あずさ監査法人入所 2013年8月 蒲生武志公認会計士・税理士事務所代表 （現） 2022年4月 <u>トラバース監査法人設立代表社員就任</u> 2023年6月 <u>フューチャーベンチャーキャピタル取締役</u> <u>（監査等委員）（現）</u>	(注)3	(1) - 株 (2) - 株
計					(1) 1,000株 (2) 1,000株

(後略)

(5) 【株式の保有状況】

(訂正前)

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	532
非上場株式以外の株式	-	-

(後略)

(訂正後)

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	2,247
非上場株式以外の株式	-	-

(後略)

第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの経理の状況については、同社の有価証券報告書（2023年6月23日提出）及び四半期報告書（2023年8月14日、2023年11月10日、2024年2月9日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフューチャーベンチャーキャピタルの経理の状況については、同社の有価証券報告書（2024年6月21日提出）をご参照ください。

第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

（訂正前）

（1）【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第25期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）2023年6月23日近畿財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第26期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月14日近畿財務局長に提出

事業年度 第26期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月10日近畿財務局長に提出

事業年度 第26期第3四半期（自 2022年10月1日 至 2023年12月31日）2024年2月9日近畿財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（2024年5月20日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書

2023年7月10日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書

2023年8月25日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2023年9月19日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書

2023年11月30日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書

2024年5月14日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2024年5月14日近畿財務局長に提出

【訂正報告書】

2023年6月14日に提出した臨時報告書（2023年6月13日開催の当社第25回定時株主総会における決議事項の決議）の訂正報告書2023年7月3日近畿財務局長に提出

2023年6月22日に提出した第25期有価証券報告書の訂正報告書及び確認書2023年7月6日近畿財務局長に提出

（後略）

（訂正後）

（１）【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第26期（自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日）2024年 6 月21日近畿財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（2024年 6 月21日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書

2024年 6 月21日近畿財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

（後略）